

令和5年
トラック地方協議会（九州地区）

公正取引委員会の取組



公正取引委員会事務総局
九州事務所

本日の説明内容

- 1 公正取引委員会の概要
- 2 独占禁止法の概要
- 3 下請法の概要
- 4 パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
- 5 インボイス制度への対応に関するQ&A

1.公正取引委員会の概要①

国の行政機関には、〇〇省や〇〇庁のような独任制の機関のほかに、一般に「行政委員会」と呼ばれる合議制の機関があります。公正取引委員会は、この行政委員会に当たり、委員長と4名の委員で構成されており、**他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行う**ことに特色があります。

＜組織＞

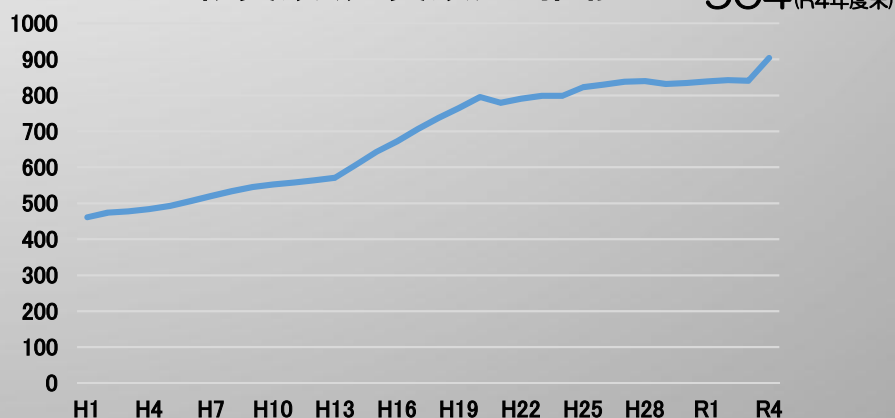
- ・委員長と4名の委員からなる行政委員会



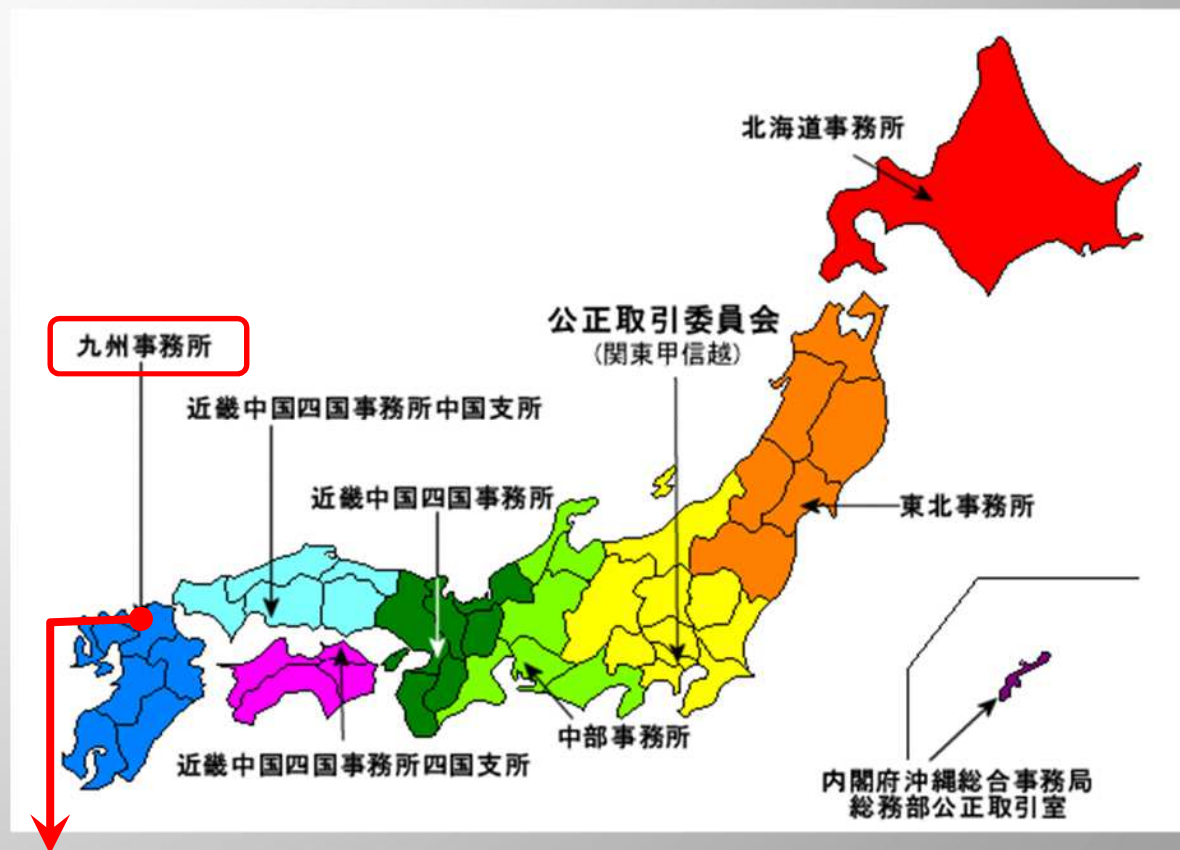
青木委員 山本委員 古谷委員長 三村委員 吉田委員

- ・委員会の事務を処理するため事務総局を設置

職員数(定員数)の推移



公正取引委員会の地方事務所・支所等（全国ブロック毎に配置）



【九州事務所の概要】

設置年月：昭和23年9月

所在地：福岡市博多区（福岡第二合同庁舎別館）

職員数：31名

組織体制：総務課、経済取引指導官、取引課、下請課、消費税転嫁対策調査室、
第一審査課～第三審査課

2. 独占禁止法の概要

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」 (第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり (支配)、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする (排除) こと。

2 「不当な取引制限」 (第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」 (第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合 (株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等) を行うこと。

4 「不公正な取引方法」 (第2条第9項第1号～第6号、第19条)

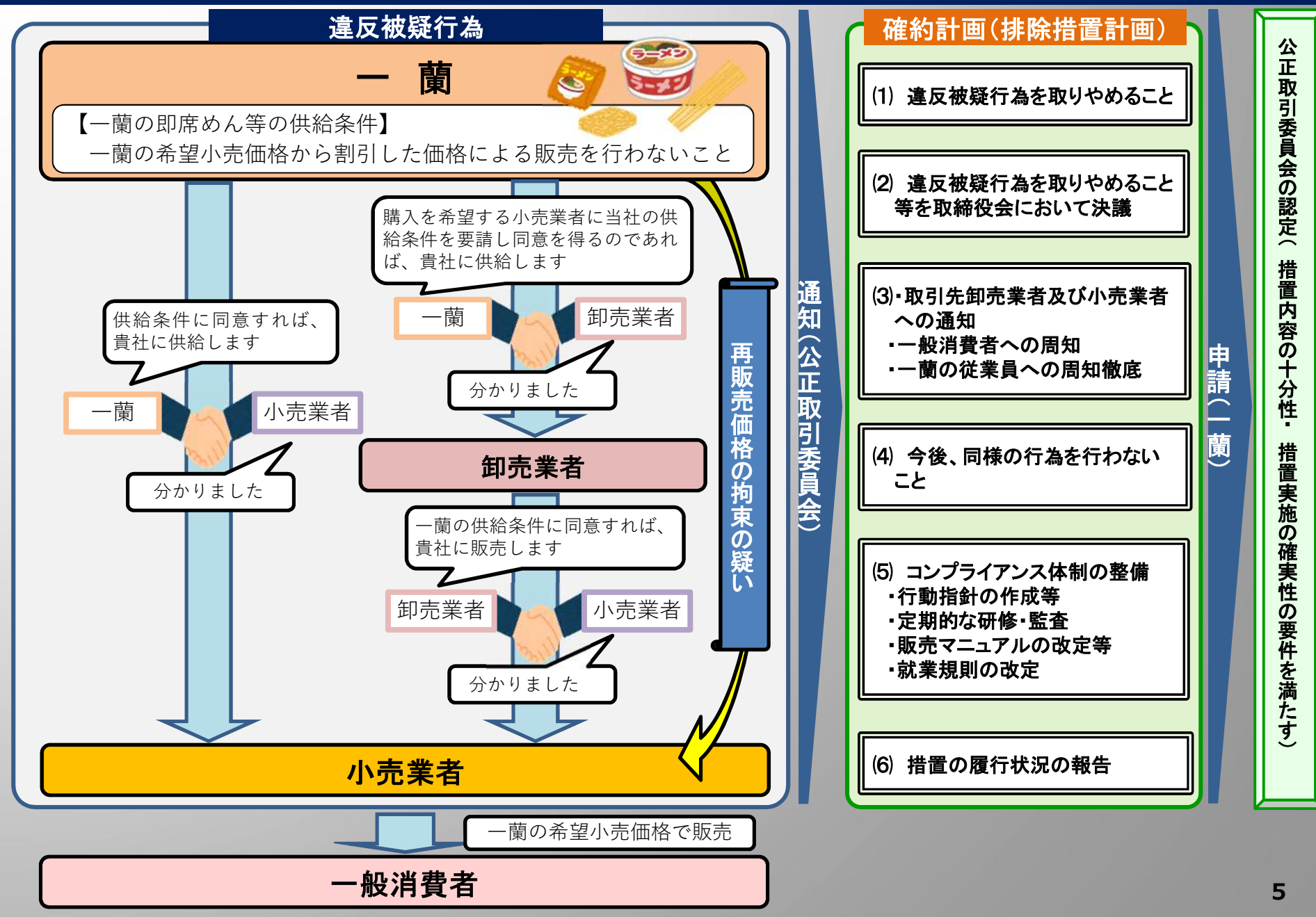
例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- **共同の取引拒絶**
...正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- **差別対価**
...不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を生供給し、又は供給を受けること。

- **不当廉売**
...正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- **再販売価格の拘束**
...正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- **優越的地位の濫用**
...取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- **抱き合わせ販売**
...相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- **排他条件付取引**
...不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- **拘束条件付取引**
...販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- **競争者に対する取引妨害**
...自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

(参考)株式会社一蘭から申請があった確約計画の認定について(令和4年5月19日)

○違反被疑行為及び確約計画の概要



優越的地位の濫用規制

優越的地位の濫用規制

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

優越的地位

○一方の当事者が取引の相手方に対して「優越的地位」にある場合とは、取引の相手方にとって一方の当事者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、一方の当事者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方が受け入れざるを得ないような場合をいう。

※ 優越的地位が認定された具体例としては、スーパーマーケットやホームセンターと納入業者との関係、金融機関と融資先企業との関係、フランチャイザーとフランチャイジーや納入業者との関係などがある。

正常な商慣習に照らして不当に

正常な商慣習とは、公正な競争秩序の維持・促進の観点からは認められるものをいい、個別具体的に判断する。

不利益を与えること

○優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金を要請し、これを負担させること。

③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

⑨取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること。

⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。

3.下請法の概要

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額等の親事業者の不当な行為を禁止している。

1 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

（1）物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人含む。）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人含む。）

（2）情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人含む。）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人含む。）

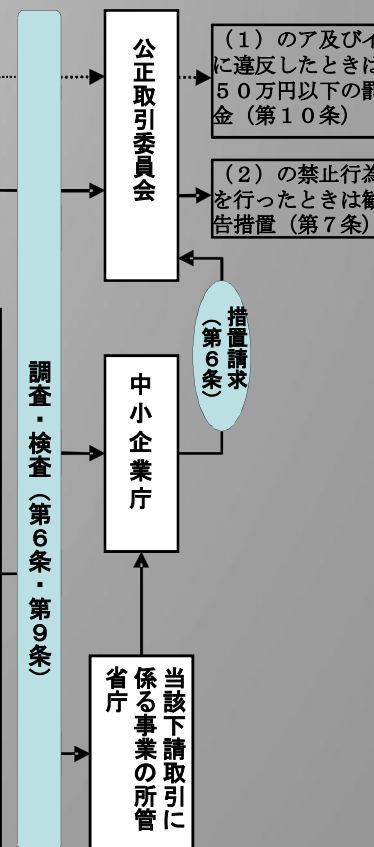
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに排除措置

（1）義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

（2）禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



九州地区における下請法違反被疑事件の処理状況

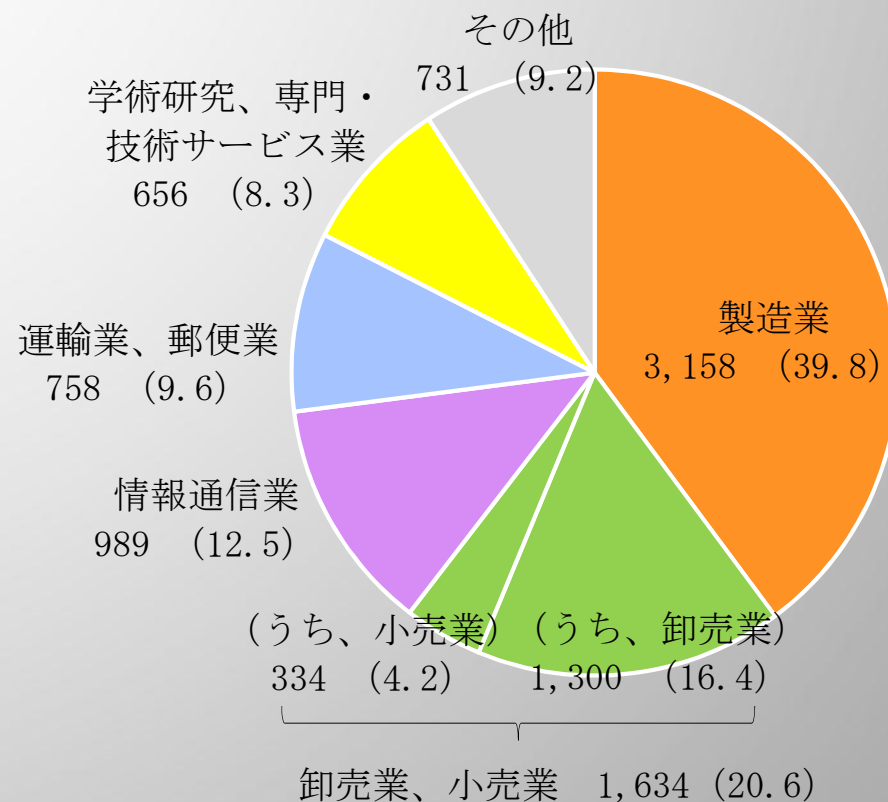
過去5年間

(単位: 件)

年度 区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規着手件数	定期調査	349	441	449	459	475
	申告	4	10	14	6	3
	中企庁長官からの措置請求	0	0	0	0	0
	計	353	451	463	465	478
処理件数	措置	勧告	0	1	0	0
		指導	360	439	459	471
		小計	360	440	459	471
	不問		1	1	0	2
	計		361	441	459	473
						478

下請法に係る業種別措置件数（令和3年度：公正取引委員会）

[単位：件（％）]



（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2）（ ）内の数値は勧告・指導件数全体（7,926件）に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

4. パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの推進

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、事業所管省庁と緊密に連携を図り、下請事業者から寄せられた情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。



<具体的な取組>

- ① 価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）
- ② 独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）
- ③ 下請法の執行強化（公正取引委員会・中小企業庁）

「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の推進

- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

①価格転嫁円滑化スキーム

- ・関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【令和3年度末までに144件・継続実施】
- ・業種分析報告書を取りまとめ、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定【令和4年5月実施。今後、重点的な立入調査を実施するとともに、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する自主点検の要請を実施】

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。
- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へに回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

②独占禁止法の執行強化

- 1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査
 - ・ 調査対象22業種の選定【令和4年3月実施】
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に10万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】
- 2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に2万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】
- 3 荷主と物流事業者との取引に関する調査
 - ・ 立入調査、荷主への文書送付【令和4年4月開始】、調査結果の取りまとめ【令和4年5月実施】
- 4 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
- 5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化
 - ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施】、独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施・継続周知】
 - ・ 優越Gメンの体制創設【令和4年5月実施】

③下請法の執行強化

- 1 買いたたきの解釈の明確化
 - ・ 下請法運用基準の改正【令和4年1月実施・継続周知】
 - ・ 下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施・継続周知】
 - ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】

(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
【受付時間】10:00-17:00(土日祝日・年末年始を除く。)
- 2 買いたたきに対する取締り強化
 - ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
 - ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【令和4年5月から運用開始】
- 3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【令和4年以内に運用開始】
- 4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査【令和4年6月調査結果公表】
- 5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化【継続実施】
 - ・ 経済団体等への各種取組の周知の働きかけ

①価格転嫁円滑化スキームの創設(公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁)

■ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みの創設

- ・公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、①関係省庁からの情報提供や要請を受けるとともに、②下請事業者が匿名で違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」をHPに開設(1月26日開設済)し、広範囲に情報提供を受け付ける
- ・令和3年度末までに把握した情報に基づき、事例、実績、業種別状況等についての報告書を取りまとめ(5月31日公表済)、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を実施【9月14日要請実施。12月14日に点検結果を公表】
- ・重点立入業種を定めて重点的な立入調査を実施(5月31日重点立入業種として道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定)

②独占禁止法の執行強化(公正取引委員会)

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、下請法の適用対象とならない取引も含めて、新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施。関係事業者に対し、立入調査の実施や、具体的な懸念事項を明示した文書を送付【3月30日に緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定】

★令和4年12月27日緊急調査の結果について公表

独占禁止法Q&Aの①又は②(本資料14頁参照)に該当する行為が認められた発注者4, 030社に対する注意喚起文書の送付及び独占禁止法Q&Aの①に該当する行為がみられた発注者(事業者)に関する公表

- 優越的地位の濫用に係る事件調査を効率的かつ効果的に行うため、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、必要な是正措置を講じてきたが、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し、上記の問題業種における関係事業者に対して機動的な調査と文書送付を行い、優越的地位の濫用の未然防止をより一層図っていく。【2月16日設置済。5月20日「優越Gメン」の体制創設】
- 大企業とスタートアップとの取引に関する調査を実施。関係事業者に対し、立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付【12月23日調査結果公表】

③下請法の執行強化

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が「買ったとき」に該当するおそれがあることの明確化【1月26日措置済】(公正取引委員会)

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者には回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと

- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル(0120-060-110)の更なる周知徹底【実施中】(公正取引委員会)
- 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で改善報告書の提出を求める【5月20日運用開始】(公正取引委員会・中小企業庁)
- 違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去の措置実績や関係省庁が提供する情報などを一元的に管理できる情報システムを新たに構築【令和4年内に運用開始】(公正取引委員会)

中小事業者等への不当なしわ寄せに関する情報提供・相談窓口

違反行為情報提供フォーム

- 下請中小事業者が匿名で、買ったときなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を公正取引委員会に提供できるWebフォーム

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

必須項目は **4つ** だけ！

- ✓ 親事業者の**正式名称**
- ✓ 親事業者の**本社所在地**
- ✓ 親事業者の**業種**（選択方式）
- ✓ 親事業者の**行為**（以下から選択or自由記載）
 - 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。
 - 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで貴社に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。

（以下、略）

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

- 下請中小事業者が、不当なしわ寄せなど、下請法に関して、公正取引委員会に無料で相談できる相談窓口

 **フリーダイヤル**

(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番

0120-060-110

【受付時間】 10:00 ~ 17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

相談・問い合わせ先

**公正取引委員会事務総局
九州事務所**

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎別館 2階

独占禁止法関係



総務課

092-431-5881

下請法関係



下請課

092-431-6032

不当なしわ寄せに関する相談窓口 0120-060-110



フリーダイヤル

景品表示法関係



取引課

092-431-6031

消費税転嫁対策特別
措置法関係



消費税転嫁対策調査室

092-437-2756



インボイス制度への対応に関するQ & Aについて(概要)

～独占禁止法等において問題となる行為～

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等【省略】

3 協賛金等の負担の要請等【省略】

4 購入・利用強制【省略】

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような憑憑等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならないければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

●本日御紹介した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」については、公正取引委員会ホームページを御覧ください。

・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

(URL)

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

(QR)



・インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

(URL)

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf

(QR)



〈お問い合わせ先〉

下請法に関する相談窓口

九州事務所下請課

TEL 092-431-6032(直)

優越的地位の濫用規制に関する相談窓口

九州事務所取引課

TEL 092-431-6031(直)¹⁸